

岩手県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
銀河クリニック	花巻市花城町12番11号	令和2年2月29日
にしね眼科クリニック	八幡平市大更第24地割29番地1	〃
金沢内科医院	宮古市磯鶏沖15番20号	〃
内館歯科医院	下閉伊郡山田町境田町14番7号	〃